

( 港湾(公有水面) - 02 )

1. 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1580号、建設省河政発第57号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達)の記の1(3)から(5) 記の3及び記の4(1)

1 埋立免許の願書等について(法第二条、則第一条、第二条及び第三条関係)

(3) 埋立ての理由等について

免許の審査に際しては、埋立てを必要とする理由及び埋立ての規模の算出根拠を確認すること。また、工業用途の埋立てであつて、立地予定業種が特定しているものについては、その生産規模を確認すること。

(4) 埋立地の用途について(法第二条第二項第三号、則第一条及び別記様式第一関係)

イ 法第二条第二項第三号の埋立地の用途は、法第三条の規定による出願事項の縦覧及び地元市町村長の意見徴取、法第四条の規定による埋立免許基準、法第十三条ノ二の規定による出願事項の変更並びに法第二十九条の規定による埋立地の用途変更の許可等の埋立地の用途に関する規定の趣旨を考慮して定めさせる必要があるが、なるべく具体的であること。

ロ イの場合において、埋立地の用途のうち工業用途については、八からホまでによるほか、少なくとも、統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類によること。

ハ 工業用途のうち、石油製品製造業用地と、石炭製品製造業用地は区分するものとし、また、金属製品製造業用地及び機械器具製造業用地は併せて金属機械器具製造業用地とすることができるものであること。

ニ 工業用途のうち、中小企業工業団地造成のための埋立てでロにより定め難いものについては、製造業用地として用途を定めることができるものであること。

ホ 主たる工業用地の関連工業用地は、主たる工業用地と同一の用途として取り扱うこと。

ヘ 独立した用途として表示されない公共施設用地についても、免許権者は、法第二十四条第一項ただし書の規定に基づき、免許条件をもって公共帰属させることができるものであること。

(5) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書について(則第三条第八号関係)

「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」とは、埋立て及び埋立地の用途に関する環境影響評価に関する資料を含む環境保全措置を記載した図書であること。

3 埋立ての免許基準について(法第四条第一項及び第二項、則第五条及び第六条関係)

(1) 埋立ての免許基準の性格について法第四条第一項各号の基準は、これらの基準に適合しないと免許することができない最小限度のものであり、これらの基準のすべてに適合している場合であっても免許の拒否はあり得るので、埋立ての必要性等他の要素も総合的に勘案して慎重に審査を行うこと。

(2) 国土利用上適正かつ合理的なることについて(法第四条第一項第一号関係)

埋立てそのもの及び埋立地の用途が国土利用上適正かつ合理的であるかどうかにつき慎重に審査すること。

(3) 環境保全の配慮について(法第四条第一項第二号関係)

埋立てそのものが水面の消滅、自然海岸線の変更、潮流等の変化、工事中の濁り等に関し、海域環境の保全、自然環境の保全、水産資源の保全等に十分配慮されているかどうかにつき慎重に審査すること。

(4) 公共施設の配置及び規模について(法第四条第一項第四号、則第五条関係)

イ 則第五条第二号の公園、緑地及び広場に関する技術的細目を適用するに当たっては、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立てが新たに土地を形成するものである点を考慮し、また、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用すること。

ロ 則第五条で規定する公共施設以外の公共施設についても、法第四条第一項第四号の規定により、その配置及び規模が適正であることが必要であり、審査に当たり十分留意すること。

(5) 令第七条の法人の行う分譲を目的とする埋立てについて(法第四条第一項第五号、令第七条関係)

イ 分譲を目的とする埋立ての主体を限定した趣旨にかんがみ、当該法人の事業活動の公共性、公益性、埋立地の処分法方法等について慎重に審査すること。

ロ 土地の造成及び処分の業務の運営が、定款、協定等に基づき、資金計画、事業計画等の作成又は変更について、出資した国又は公共団体の許可、承認等を必要とすることとなっている等当該国又は公共団体の監督のもとになされることになっていることを確認すること。

ハ 令第七条各号の条件が免許後も維持されるよう、必要に応じ、免許条件を付することにより担保すること。

4 出願事項の変更等の許可について(法第十三条ノ二関係)

(1) 埋立区域の変更について

法第十三条ノ二の規定により出願事項のうち埋立区域の縮小等の許可の制度が創設されたが、免許に係る埋立区域以外の区域を新たに埋立区域とするときは、新規の免許が必要となるので留意すること。

2. 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達)の記の1から4

1 設計の概要について(則第一条別記様式第一記四関係)

イ 則第一条別記様式第一記四「設計の概要」(3)の「埋立てに関する工事の施行方法」には、少なくとも、埋立法、埋立てに用いる土砂等の種類及び埋立てに関する工事の施行順序が記載されているものであること。

ロ 則第一条別記様式第一記四「設計の概要」(4)の「公共施設の配置及び規模の概要」のうち公共施設の規模とは、公共施設の敷地面積の大きさの意味であること。

2 一般平面図及び海図について(則第二条第一号イ及び二関係)

イ「一般平面図」は、原則として国土地理院の刊行したものであること。

ロ「海図」は、海上保安庁の刊行したものであること。

3 却下について（法第三条第一項ただし書関係）

「却下セラルベキモノナルトキ」とは、次の場合をいうものであること。

イ 所定の図書が不足している等出願手続上瑕疵がある場合

ロ 免許基準に適合していないことが明白である場合

4 公園、緑地及び広場に関する技術的細目について（則第五条第二号関係）

則第五条第二号の公園・緑地及び広場に関する技術的細目を適合するに当たっては、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状態を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用することとし、例えば、主たる用途が住宅用地である埋立てについての公園・緑地及び広場の割合は、おおむね埋立地の10パーセント以上を目途とすること。